に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた組合及び連合会の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第五十条の三十四において同じ。）に農林水産大臣及び金融庁長官により公表されている組合及び連合会（次条及び第五十条の三十五第二項において「全ての組合及び連合会」という。）の数で除して行うものとする。

（組合及び連合会に対する意見聴取等）

第五十条の三十三　法第百十八条第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、組合及び連合会に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、全ての組合及び連合会の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、全ての組合及び連合会に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（以下「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ～ハ　（略）

三　（略）

2　法第百十八条第二項の結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一　全ての説明会の開催年月日時及び場所

二　全ての組合及び連合会の説明会への出席の有無

三　全ての組合及び連合会の意見書の提出の有無

四　（略）

五　提出を受けた意見書に法第百十八条第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、組合及び連合会から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の提出）

第五十条の三十四　法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（指定申請書の添付書類）

第五十条の三十五　法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第五号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　法第百十八条第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第五十条の四十二第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第百十八条第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた組合及び連合会の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第五十条の三十四において同じ。）に農林水産大臣及び金融庁長官により公表されている組合及び連合会（次条及び第五十条の三十五第二項において「全ての組合及び連合会」という。）の数で除して行うものとする。

（組合及び連合会に対する意見聴取等）

第五十条の三十三　法第百十八条第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、組合及び連合会に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、全ての組合及び連合会の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、全ての組合及び連合会に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（以下「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ～ハ　（略）

三　（略）

2　法第百二十一条の六第二項の結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての組合及び連合会の説明会への出席の有無

三　すべての組合及び連合会の意見書の提出の有無

四　（略）

五　提出を受けた意見書に法第百二十一条の六第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、組合及び連合会から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の提出）

第五十条の三十四　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（指定申請書の添付書類）

第五十条の三十五　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第五号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　法第百二十一条の六第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第五十条の四十二第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第百二十一条の六第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類